

令和3年度第12回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月7日（月）15時30分～16時30分
2. 開催場所 市役所2階 202会議室
3. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 10件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 5件
議案第4号 農用地利用集積計画について
議案第5号 農作業別標準賃金について
議案第6号 農業委員会が定める別段の面積について
議案第7号 非農地判断について
4. 報告 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 2件
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 10件
報告第3号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 6件
報告第4号 地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について
5. 出席委員 11名
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、
4番細谷修、5番齊藤ひろ子、8番板倉善紀、9番篠崎輝武、
10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、14番平山光子
6. 欠席委員 4名
3番岩柳美智夫、6番川野英一、7番農宮弘子、15番日暮俊雄
7. 事務局 羽生田事務局長、内山主査
8. 議事録

議長 委員15名中、11名出席しておりますので、総会は成立しております。
定足数に達しておりますので、これより令和3年度第12回農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 それでは議事に入ります。初めに、議事録署名人の指名であります。本日は、1番大木委員と4番細谷委員を指名します。両委員、宜しく願います。

また、本日の会議書記には事務局の内山主査を指名します。なお、発言につきましては、議長の指名後にお願いいたします。審議の過程を詳細に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたします。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、7議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認については、10件、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認については、1件、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認については、5件、議案第4号、農用地利用集積計画については、利用権設定が23件、所有権移転が1件です。議案第5号、農作業別標準賃金について、議案第6号、農業委員会が定める別段の面積について、議案第7号、非農地判断についてでございます。なお、農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年2月28日、午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議 長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4 番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は御門字片貝道、田26㎡、畑137㎡、計163㎡の農地です。双方合意による所有権移転です。譲受人は、植木業をしております。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況はありませんでした。申請書類を確認しましたが、問題となる状況はありませんでした。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長　次に申請番号2について、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5 番　番号2について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、上布田字後の畑3筆、1879㎡と、上布田字布田前の畑3筆、1708㎡で、計3587㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は相続し

ましたが、遠方に住んでいるため、耕作が出来ないので農地を縮小したい。譲受人は隣接地で耕作しており、農業経営拡大のためです。営農計画においては、露地野菜を予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる様な状況は見られませんでした。申請書類も確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に申請番号3について、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 番号3について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は高倉字村中の畑、1140㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営を縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画におきましては、ナス、ラッカセイ、タマネギの作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となる状況はありませんでした。申請書類を確認しましたが、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に申請番号4について、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号4について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、広瀬字オセビの田、33㎡の農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議長 次に申請番号5について、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 番号5番について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は北之幸谷字堀之内の畑、347㎡の農地です。申請理由は譲渡人は「農業経営をやめたいため」、譲受人は「農業経営拡大のため」です。営農計画において、野菜（そら豆等）の作付けを予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号6について、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号6について説明いたします。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、依古島字島下の田、現況は畑、704㎡と、依古島字南割の田、現況は畑、532㎡です。申請理由は、譲渡人は農業経営を維持できないため、譲受人は農業経営の拡大のためです。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類もすべて整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号7について、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5番 番号7について説明します。本件は農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、滝沢字雲雀山の畑4筆で247㎡の農地です。申請理由は譲渡人は、高齢のため農業経営を縮小したい。譲受人は、農業経営拡大のためです。営農計画においてはエン麦等を予定しています。2月28日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号8から10について、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番 番号8から説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、関内字一貫尻、三浦名字川端、字北申、字南申、小関飛地字大関西、土農田飛地字松沼、合計14筆、田11筆、6998㎡、畑3筆、2203㎡、合計9201㎡です。このたび法人を立ち上げに伴い、賃借権の申請です。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

4番 続きまして、番号9について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、三浦名字勢勝の5筆、字北申の3筆、計8筆です。面積は田720㎡、畑4412㎡、合計5132㎡です。今までも利用集積をしておりましたが、それを取り下げ、このたび法人を立ち上げに伴い、賃借権の申請です。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断いたします。以上です。

4番 続きまして、番号10について説明します。本件は、農地法第3条の規定による賃借権設定の申請です。申請地は、三浦名字北申、字南申、合計6筆、畑合計4770㎡です。このたび法人を立ち上げに伴い、賃借権の申請です。譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の4ページをお願いいたします。申請番号1は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金片貝線を九十九里方面に向かい、広域農道との交差点を左折し、約300メートル行った右手50メートルに位置しています。譲渡人は市外に居住し、管理できないため、近隣に居住する譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号2は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、源公民館の北西、約450メートルから600メートルの範囲に位置しています。譲渡人は相続により申請地を取得しましたが、耕作できないため、近隣農地を耕作する譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号3は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、広域農道を大網方面に向かい、高倉川から約500メートル行った右手奥に位置しています。譲渡人は高齢化により農業経営を縮小するため、隣接地に居住する譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号4は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、県道東金豊海線を九十九里方面に向かい、真亀川を超えてすぐ、左手奥に位置しています。申請地は、譲渡人が土地改良事業により換地を受けた狭く細長い農地ですが、隣接地を耕作する譲受人が一体的に耕作するため、所有権移転の合意が得られたことから本申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号5は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、北之幸谷の妙徳寺の南、約150メートルに位置しています。譲渡人は離農のため、近隣に居住する譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号6は、農地の持分移転の申請です。場所は、西中のガスホルダーの南東、約200メートルと300メートルに位置しています。申請地は、3名の共有となっておりますが、譲渡人が保有する持分3分の1について、他の共有者の子である譲

受人に売却しようとするものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号7は、農地の売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、滝沢の青年館の西、約1キロメートル、滝沢の集落から国道409号に至る市道沿いに位置しています。譲受人は、譲渡人が所有していた本申請地に隣接する農地を取得するため、本年1月の総会で承認を受けたところですが、併せて申請地も取得することになったことから、今回の申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。申請番号8から10は、同一法人を借受人とする賃借権設定の申請です。申請地は、申請番号8が関内、三浦名、小関飛地、土農田飛地に14筆、申請番号9が三浦名に8筆、申請番号10が三浦名に6筆です。譲受人は、令和3年9月に設立され、昨年12月及び本年2月の総会において、役員名義の農地について、当該法人への使用貸借権の設定が承認されております。今回の申請は、これまで法人の代表者が個人で借りていた農地を当該法人が借り受けるために提出されたものです。申請書類を確認したところ、3条許可基準への適合については問題ないと思われます。なお、法人による賃借権の設定につきましては、農地法の規定により市長に通知し、意見の有無を確認することになっておりますが、意見なしとの回答を得ておりますことをご報告いたします。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願ひます。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号1について説明いたします。本件は農地法第4条の規定による一時転用の申請です。申請地は、西中字寺之下の畑、330㎡のうち0.17㎡の農地転用、

一時転用です。目的は営農型太陽光発電施設用地です。転用着手予定、令和4年3月15日、完了予定、令和7年3月14日。太陽光設備ゆえ、隣地への日照通風等、営農に対する影響はないと思います。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。申請番号1は、営農型太陽光発電施設の設置を目的とする一時転用許可の更新申請です。場所は、西中公民館の北東、約400メートルに位置しています。申請地は、平成28年3月に当初許可を受け、パネル下においてクロガネモチの栽培を行っているものです。撤去に伴う所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

7番 番号1について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間二丁目の畑2筆、合計443㎡の農地です。転用の目的は、専用住宅の建設です。申請に必要な書類も揃っており、2月28日に現地を確認したところ、周辺に農地はなく、建物は平屋で日照の影響もないため、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号2について、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1 番 番号2について説明します。本件は農地法第5条の規定による使用貸借権設定を伴う転用の申請です。申請地は、下武射田字東大芝の畑1筆、377㎡の農地です。転用の目的は、専用住宅用地です。埋立て工事は行わず、整地のみ行う計画です。隣接農地への被害・防除対策については、コンクリートブロック1段又は2段積みとし、土砂等の流出を防止する計画です。また排水については、汚水は合併浄化槽で処理し、雨水は地下浸透させ、オーバーフロー分を市道側溝へ放流する予定です。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に申請番号3及び4について、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

7 番 番号3について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間三丁目の畑387㎡の農地です。転用の目的は、専用住宅の建設です。申請に必要な書類も揃っており、2月28日に現地を確認したところ、周辺農地に与える影響も少ないことから、許可相当と判断いたします。

7 番 続いて、番号4について説明いたします。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間字倉の内の田、472㎡の農地です。転用の目的は、現状の車両整備工場の敷地を拡張し、造成の上、駐車場として使用する計画です。隣接農地への被害防除対策として、工事期間中、一部耕作地を休耕していただき、耕作地との距離を確保する計画です。申請に必要な書類もすべて揃っており、許可相当と判断いたします。以上です。

議 長 次に申請番号5について、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1 番 番号5について説明します。本件は農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、北之幸谷字堀之内の田、524㎡の農地です。転用の目的は、資材置場用地です。まわりに農地はなく、現況も雑種地です。埋立てなどをせず、そのまま使用します。また、排水については、雨水は自然勾配で、既存のU字溝を整備し、使用します。汚水、雑排水は発生しません。区長の同意書が添付されています。申請に必要な書類もすべて整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の9ページをお願いいたします。申請番号1は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、田間の土地区画整理地内、新町公園の東側に位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当し、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。申請番号2は、転用を伴う使用貸借権設定の申請です。場所は、豊成公民館前の信号交差点から県道東金緑海線方向に約850メートル行った左手に位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。譲渡人と譲受人は夫婦で、夫が使用貸借権を設定し、専用住宅を建築しようとするものです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、集落に接続して設置される住宅の用に供されると認められることから、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。申請番号3は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、田間の土地区画整理地内、ふれあいセンターの北東、約300メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当し、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。申請番号4は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、国道126号を山武市方向に向かい、田間のJRとの陸橋を超えてすぐの右側に位置しています。転用の目的は、駐車場用地です。譲受人は、申請地の隣接地において車両整備事業を営んでおりますが、需要の拡大に伴い、駐車スペースが不足していることから、今回の申請に至ったものです。立地基準につきましては、申請地は、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地に含まれることから、第1種農地に該当すると判断されますが、第1種農地の例外許可事由である既存施設の拡張に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。申請番号5は、所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、県道東金片貝線の東金アリーナ入口交差点から東金方面へ約400メートル行った左手奥に位置しています。転用の目的は、資材置場・駐車場用地です。譲受人は、申請地の近隣において建設業を営んでおりますが、需要の拡大に伴い、資材置場及び駐車スペースが不足していることから、今回の申請に至ったものです。立地基準につきましては、申請地は市街地化が見込まれる区域内にある農地及び他の農地区分のいずれにも該当しない農地であることか

ら、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に、議案第4号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、8番板倉委員は退室をお願いします。一時休憩します。

(板倉委員退室)

議 長 再開します。それでは、農政課より説明願います。

農政課 議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第3次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第3次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定23件、面積合計79,634㎡、その内訳として、3年2件、面積合計4,211㎡、5年2件、面積合計5,821㎡、6年2件、面積合計26,278㎡、10年16件、面積合計35,220㎡、15年1件、面積合計8,104㎡、所有権の移転1件、面積合計1,226㎡となっております。1ページが3年の利用権設定管理台帳で2ページ、3ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は更新で下武射田の認定農業者に貸付となりました。2番は新規で福俵の農業者へ貸付となっております。4ページが5年の利用権設定管理台帳で2ページ、5ページ、6ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番更新、2番は1筆新規で残り更新となり同じ東中の農業者へ貸付とな

っています。7ページが6年の利用権設定管理台帳で8ページから11ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は1筆更新、残りの筆は新規で酒蔵の農業者へ貸付となっています。2番は更新で上谷の農業者へ貸付となっています。12ページが10年の利用権設定管理台帳で13ページから15ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。1番は新規で御門の認定農業者へ貸付となっています。2番は更新で山武市の農業者へ貸付となっています。3番は更新で御門の農業者へ貸付となっています。16ページが15年の利用権設定管理台帳で17ページ、18ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。新規で砂古瀬の農業者へ貸付となっています。19ページから21ページが10年の中間管理機構を介しての利用権設定管理台帳となっております。23ページから54ページが受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。4番は新規で家之子の認定農業者へ貸付となっています。5番、9番、11、14番は更新、6番、7番、10番、13番が新規となっており、8番は2筆新規で残りが更新で、すべて上谷の認定農業者へ貸付となっています。12番、15番は新規、16番は更新で西中の農業者へ貸付となっています。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は55ページから60ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。続きまして売買についてですが61ページのとおりです。62ページが提出された農用地利用集積計画各筆明細書、63ページが所有権の移転を受けた者の農業経営の状況です。耕作者の規模拡大のため売買することとなりました。買い手については幸田の認定農業者です。以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しく願います。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

4 番 はい。

議 長 はい。細谷委員。

4 番 2ページですけど、価格が出ていませんよね。次の時からはっきり書いていただきたいと思います。

農政課 分かりました。受付の時にそうさせていただきます。

4番 それとですね。継続はあたりませんが、米価の差が、今、離農差が出ていると思います。そういう中で、中間管理機構と農政課は、蜜に連絡を取っていると思いますけど、離農者に対しての1万5千円。そういう制度もありますから、中間管理機構も農政課も利用集積をやる場合に、新規であれば、辞められる方にそういう制度があるという説明。ただ、利用集積で耕作者だけが認定農業者、辞める方にもそういう恩恵があるということを知っていただきたいと思います。以上です。

議長 よろしいですか。

農政課 わかりました。ありがとうございます。

議長 わかりました。よろしくお願ひします。他にございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第4号、農用地利用集積計画について原案どおり賛成の方は挙手願ひします。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。一時休憩します。

(板倉委員入室)

議長 再開します。次に議案第5号、農作業別標準賃金について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号 農作業別標準賃金について、ご説明いたします。農作業別標準賃金につきましては、毎年、農業委員会において設定し、公表しているものでございます。賃金の設定に際しましては、千葉県農業会議より「地域別標準農作業標準賃金」及び「機械による標準農作業料金」等が示されており、これを参考として別紙の案を作成いたしました。参考資料としてお配りした前年度との比較表をご覧ください。令和3年度と比較いたしますと、機械を使用した作業賃金に上昇

が見られます。これは機械本体価格や燃料費の値上がりが影響しているものでございます。また、これまで「トラクターによる水田代かき」につきましては、水田耕起に準じるとしておりましたが、内容を精査した結果、新たに「トラクターによる代かき」の項目を追加し、標準額を記載することといたしました。以上のことにつきまして、議案としてお諮りするものでございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第5号、農作業別標準賃金について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に議案第6号、農業委員会が定める別段の面積について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 第6号議案、農業委員会が定める別段の面積について、ご説明申し上げます。議案書の12ページになります。ご承知のとおり、耕作を目的とした農地の権利を取得する場合には、農地法第3条の規定による許可が必要であり、この許可の要件の1つとして、下限面積要件がございます。これは権利取得後の農地面積の合計が、都府県は50アール以上、北海道は2ヘクタール以上でないといふ許可できないものとされておりますが、平成21年の農地法改正によりまして、地域の実情に応じて、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となっております。また、農業委員会は、毎年、この別段の面積について検討し、その結果を公表することとなっております。東金市におきましては、令和3年3月の農業委員会総会におきまして、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積を、市内全域で30アールとすることに決定し、3月8日より施行いたしました。新規就農を促進し、農地の有効利用を図るため、引き下げを行ったものでございます。令和3年度では下限面積の引き下げにより、農地法第3条許可を受けた実績が5件あったことから、新規就農者が農地の権利取得をしやすくなっていることに加え、小規模経営の農家についても、経営規模の拡大が図りやすくなっていると考えます。下限面積は、新たに農地等を取得した後においても、

農地面積が少ない場合には、農業生産性も低く、安定的な利用が図られにくくなると考えられることから、許可後の面積が一定以上にならないと許可できないものとするものであります。これらを踏まえて、新規就農の促進、ひいては遊休農地の発生防止や、解消のため、引き続き現行の下限面積である30アールの変更は行わず、実施して参りたいと考えております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第6号、農業委員会が定める別段の面積について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。次に議案第7号、非農地判断について、審議に入ります。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。それでは第7号議案、非農地判断について、ご説明申し上げます。別紙をご覧ください。農業委員会は、調査により既に森林の様相を呈しているなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地について、農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外することとされておりますが、判断がなされていない現状により、本年度、国より非農地判断について、迅速かつ適切に遂行するよう示されております。これを受け、農業委員・農地最適化推進委員の皆様は、森林の様相を呈している農地について、現地確認をいただきました。非農地判断につきましては、農業委員会総会に諮ることとされておりますことから、議案として98筆をお諮りするものでございます。なお、非農地と判断された場合の農地につきましては、今後、所有者に対し非農地証明書を交付するとともに農家台帳からの除外となります。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

11番 はい。

議 長 はい。吉井委員。

1 1 番 東金市は面積がどのくらいになるのですか。

事務局 はい。7 2 3 2 8 m²です。

1 番 いつからいつまでの申請ですか。

事務局 今年度、各地区において現地調査、また利用状況調査、農地パトロールの時にやっていたものになりますので、一番最初に行ったのは丘山地区の方から、春やっていた分になります。本年度実施した分となり、その中で皆さま方で、現地で「状況からは農地でいいんじゃないでしょうか」というような判断を頂いたものを本日総会で提出させていただいております。

4 番 荒れているから非農地という訳にもいかない場所もありますから、総合的判断は難しいと思います。産業廃棄物を捨てたところがいつの間にか非農地、荒れ放題のところがある間にか非農地。真面目にやっている隣の人などは可哀想ですよ。国の基準もあるかもしれませんが。はっきり言って、よその地区のことは農業委員は分かりませんよ。過去を調査して荒れ放題のような所は一杯あると思います。地元の問題は地元の委員にお願いするしかないと思いますよね。ただ荒れているからと、非農地という訳にはいかないと思います。

議 長 分かりました。地元の委員で協力しあって協議してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。他にございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしと声がありましたので、採決に移りたいと思います。議案第7号、非農地判断について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数により原案どおり可決されました。次に、報告第1号から第4号について、事務局から説明願います。

事務局 はい、議案書の14ページをお願いします。報告第1号「農地法第3条の3の

規定による届出について」です。1月26日から2月25日までに受付した案件は2件で、いずれも相続により所有権を取得したもので、斡旋の希望はないとのこと。15ページから20ページをお願いします。報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。1月26日から2月25日までに受付した案件は10件で、いずれも賃借権を双方合意にて解約したものです。1から4は中間管理事業への移行、5、6、10は売買、7から9は借受人の法人化に伴うものです。21ページをお願いします。報告第3号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。6件の照会があり、現地調査を2月10日と2月24日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。22ページをお願いします。報告第4号「地籍調査事業に伴う農地の地目変更に係る認定について」です。令和4年1月25日付けで東金市長より農地25筆について照会がありましたので、現地調査のうえ、すべて「非農地」で回答したものでございます。報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦労様でした。

令和4年3月7日